最終更新日：2019年12月13日

MICS化学株式会社
代表取締役社長　大塚茂樹
問合せ先：管理部長　原川剛一郎　TEL0561-39-1211
証券コード：7899
https://www.c-mics.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進するための基礎として、当社の企業規模に適したコーポレート・ガバナンス体制の構築とその強化に取組んでいます。具体的には、次の三つを実施することで、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
（ⅰ）執行側から独立した社外取締役を含む取締役会が、経営に対する実効性の高い監督を行い、透明かつ公正な経営の仕組みを構築する。
（ⅱ）取締役会が経営に関する基本方針やその他重要事項について決定するとともに、常勤役員と各部長等により構成される経営会議をほぼ毎週開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行う。
（ⅲ）監査役は、社外取締役や内部監査室、会計監査人と緊密な連携を図ることにより、有効性、実効性の高い監査を実施する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
盛田エンタプライズ株式会社	2,608,000	49.69
名古屋中小企業投資育成株式会社	210,000	4.00
MICS化学取引先持株会	152,500	2.90
MICS化学従業員持株会	150,274	2.86
株式会社三井住友銀行	120,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	72,800	1.38
伊藤公一	60,200	1.14
歌川勝久	53,000	1.01
奥田耕三	50,000	0.95
八木英司	38,300	0.72

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤もゆる	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤もゆる	○	―――	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 （独立役員指定理由） 同氏及びその出身会社等と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室との関係につきましては、各主体が相互に緊密な連携をとり、適時に情報交換ができる体制になっており、連携して監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐原　司郎	他の会社の出身者									○				
中神　邦彰	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐原　司郎		専務取締役を勤める盛田エンタプライズ株式会社は当社の主要株主（議決権所有比率49.7%）であります。また、盛田エンタプライズ株式会社は同氏の他、1名の取締役を派遣しております。	金融機関における永年の経験と財務等専門分野に関する豊富な知見を有しており、客観的な立場で適切に監査をしていただける方であり、当社の社外監査役として適任であると判断いたしました。
中神　邦彰	○	―――	公認会計士の資格を有しており、過去に会社経営に関与したことはありませんが、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査に反映していただき、当社の社外監査役として適任であると判断いたしました。 （独立役員指定理由） 当社において社外監査役として監査機能を十分に発揮しており、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

インセンティブ報酬につきましては、当社では役員賞与と株式報酬が該当します。
役員賞与につきましては、常勤取締役を対象に、当期純利益の5％相当を固定報酬割合と業績評価に応じて分配することとし、各取締役の賞与額は、取締役会で決定することとしました。
株式報酬制度につきましては、中長期的なインセンティブプランとして2019年度より導入することとしました。各取締役に付与する割当金額と割当株数は、取締役会で決定することとしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員別に報酬等の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬につきましては、株主総会において承認された報酬の総額の限度額内において決定しております。
取締役の報酬につきましては、株主総会の決議(2011年7月27日開催)による報酬限度額は、年額120百万円であります。各取締役の報酬につきましては取締役会にて決定しております。
監査役の報酬につきましては、株主総会の決議(2011年7月27日開催)による報酬限度額は、年額15百万円であります。各監査役の報酬につきましては監査役の協議により決定しております。
当社は、2019年7月26日開催の第50期定時株主総会におきまして、従来の役員退職慰労金制度を廃止するとともに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、取締役の報酬につきましては、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の3本立てとすることといたしました。なお、譲渡制限付株式報酬につきましては、報酬限度額年額120百万円とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額を年額10百万円以内とすることをご承認いただいております。
固定報酬につきましては、基本報酬部分と職責・業績貢献分を合算したものとし、職責・業績貢献度分は職責の重要度と担当領域の業績貢献度に応じて、毎年、定時株主総会後の取締役会で決定することとしました。
業績連動報酬につきましては、取締役(社外取締役及び非常勤取締役除く)に対して、単年度の業績指標や目標達成度に連動する役員賞与を、下記の定めるとおりとし、取締役会で決定して支給することとしました。
・支給総額　当期純利益の5％相当　上限金額は10百万円とする
・支給対象　取締役(社外取締役及び非常勤取締役除く)
・分配方法　固定報酬割合と業績評価に応じて分配
譲渡制限付株式報酬につきましては、中長期的な業績向上と企業価値増大へのインセンティブを高めるため、取締役(社外取締役及び非常勤取締役除く)に付与する割当金額と割当株数を、「譲渡制限付株式報酬規程」に従い、取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役につきましては、早期に情報共有を図るため、取締役会の開催前に会議資料を配布するなどのサポート体制をとっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、取締役会は取締役5名（提出日現在）で構成されており、うち1名が社外取締役であります。監査役会は監査役3名（提出日現在）で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

取締役会は年6回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時招集できる体制となっております。

取締役会では業務執行上の重要な事項に関する意思決定や方針決定を行うほか、取締役の業務執行を監督しております。また、業務執行の迅速化を図るため、常勤取締役と各部長及び常勤監査役等による経営会議を、ほぼ毎週開催しております。

監査役3名は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は取締役会のみならず重要な会議に出席し、取締役の業務の執行を監視するとともに適宜、提言、助言を行い、年6回、定期的に監査役会を開催しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がこのような体制を採用している理由は、この体制が、当社の企業規模に即しており、透明・公正かつ迅速な経営をガバナンス強化に資するものと考えているからです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が総会に出席できるよう、集中日を避けて総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	https://www.c-mics.com/ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：管理部 IR担当役員：代表取締役　大塚茂樹 IR事務連絡責任者：管理部長　原川剛一郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2001年4月に認証を取得したＩＳＯ14001を土台に、廃棄物のリサイクルシステムを確立し、循環型社会の一翼を担う企業として、環境マネジメントシステムの継続的な向上を行っています。また、ＣＳＲ活動の着実な取組となるように、「ＣＳＲハンドブック」を全常勤役員及び全従業員に配布し、啓蒙活動を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下の基本方針に従い、当社及び子会社の業務の適正を確保する体制を整備し、これを運用していきます。
今後とも内外環境の変化に対応し一層適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に徹底する。
⑵ 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
⑶ 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規定に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
⑷ 「社員全員によるＣＳＲ活動の推進について」の資料及び「ＣＳＲハンドブック」を作成し、全社員に配布するとともに、会議等においても繰返し説明、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施する。
⑸ 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
⑹ 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、社内通報制度に従い報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理を実施し、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。
⑵ 情報の取扱いについては「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等に基づき厳正に取扱うこととする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社リスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
⑵ 当社の業務遂行に関するリスクは、取締役がその担当業務のリスク管理を行う。
⑶ 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、経営会議等で審議し、リスク管理を行う。
⑷ 環境については、ISO14001に基づき、その関連諸規程を遵守する。
⑸ 内部監査室は各種規程やマニュアルに沿って、関連部門と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
⑹ 有事の対応として、天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、「緊急事態対応手順」、並びに「ＣＳＲハンドブック」や「地震災害時の行動ルール」の冊子等に従い、対応を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役相互の情報の共有化及び個別経営課題の協議の場として、取締役等が参加する経営会議を毎週1回開催することにより、取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制とする。

5．当社及び子会社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業績の状況は、子会社の役員が、定期的に当社が各部署の業務状況を把握する場として毎月開催する運営会議で報告し、企業集団として業務の適正を確保できる体制とする。
⑵ 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスクマネジメントを行う。
⑶ 子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「子会社管理規程」に基づき協議し、承認する。また、業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について、定期的に意見交換や情報交換を行う。
⑷ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が、定期的な内部監査の対象とする。
⑸ その他の当社及び子会社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ会社は、関係会社との連携・情報共有を保ちつつ、会社の規模、事業の性質、機関の設計等を踏まえ自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。なお、主要な関係会社とは、業務執行の状況や重要な経営課題等について情報共有を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役が職務執行のために補助を求めた場合、監査役の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

7．前項使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査役会の同意を得たうえで決定する。

8．当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
⑵ 取締役及び子会社の取締役は、主な業務の執行状況について、適宜適切に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を実施する。監査役はいつでも、取締役及び使用人、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

9．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 監査役は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとし、また稟議書他の業務執行上重要な書類を常時閲覧し、報告を求めることができる体制とする。

⑵ 監査役と会計監査人等とのディスカッションを必要に応じて実施し、相互の連携を深め、より実効的な監査を目指すこととする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携･協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制図及び適時開示体制図は次のとおりです。

【 コーポレート・ガバナンス体制図 】

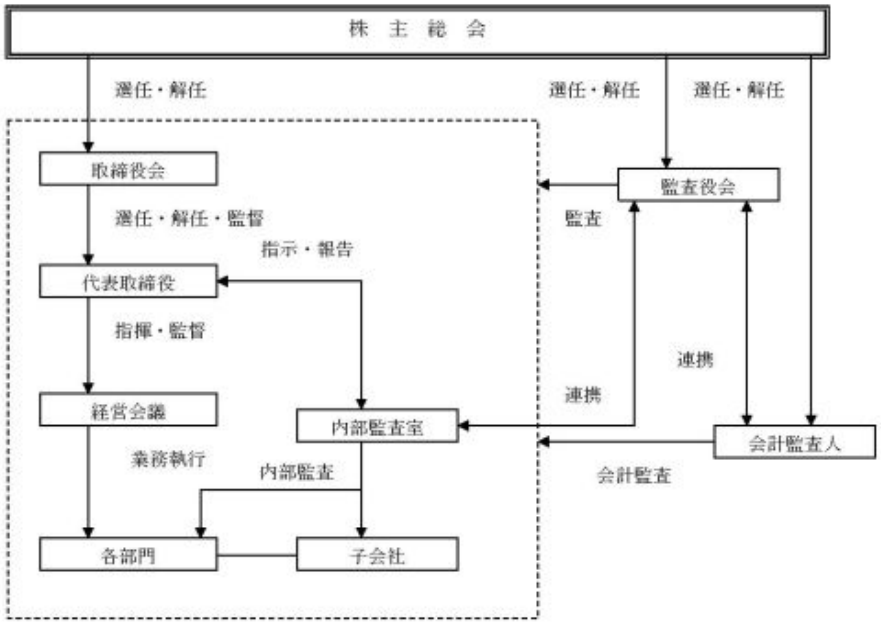

【 適時開示体制図 】

